

教育委員会 10 月定例会会議録

1. 日 時 平成27年10月23日(金) 午後4時00分
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 委員長 小原 芳 道
職務代理者 橋本 重 信
委 員 木下 謹 子
委 員 説田 賢 哉
教 育 長 井坂 隆
4. 委員以外の出席者
教育部長 湯原 洋 一 参 事 栗栖 宣 博
教育総務課長 根本 卓 也 学務課長 望月 亮 一
生涯学習課長 今野 修 文化課 杉田 真 彦
スポーツ振興課長 星田 洋 一 指導課長 小島 勝 則
学務課長補佐 田中 裕 之

5. 議 題

(1) 議 案

① 議案第21号

土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設、土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設及び土浦市生涯学習館の指定管理者の選定について

(生涯学習課)

(2) 報告事項

- ① 平成27年10月1日付教育委員会の人事異動について(教育総務課)
- ② 第5回新治小中一貫校開校準備協議会の開催結果について(学務課)

(3) その他

6. 傍聴者 なし
7. 議事内容

委員 長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので10月定例会を開会いたします。先週の総合教育会議に引き続き、ご出席ありがとうございます。
まず初めに、教育長より報告事項をお願いいたします。

————— 10月1日以降の行事について報告 —————

委員 長 ありがとうございました。ただいまの教育長よりの報告事項、ご質問、何かござい

ますか。よろしいですか。それでは教育長の報告事項については以上で終わりたいと思います。

続きまして、3番の議案に入ります。議案第21号 土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設、土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設及び土浦市生涯学習館の指定管理者の選定について、生涯学習課をお願いします。

生涯学習課

それでは、土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設、それから土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設及び土浦市生涯学習館の指定管理者の選定についてご説明をさせていただきます。4ページをお開き願います。

現在、荒川沖東2丁目にあります荒川沖東部地区学習等供用施設、それから荒川沖西2丁目にあります土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設につきましては、平成18年度から地元が組織しております運営委員会が、それから文京町にあります土浦市生涯学習館につきましては、平成22年度から土浦市産業文化事業団がそれぞれ指定管理者として管理運営を行ってまいりました。これらの施設につきましては、平成28年3月31日をもって指定期間が満了となることから、平成28年4月1日以降の指定管理者を選定するものでございます。

土浦市荒川沖東部地区と西部地区の学習等供用施設につきましては、地域住民の学習、保育、休養または集会を行うために整備された施設でございます。東部につきましては、昭和51年から、西部につきましては平成3年から、それぞれ地元の運営委員会に管理業務を委託しており、平成18年度からは指定管理者として施設を管理しております。

一方、生涯学習館につきましては、平成22年度から実施事業としての講座の開講や同好会活動の拠点の一つとして管理運用を産業文化事業団に指定管理者としてお願いしているところでございます。なお、生涯学習館につきましては、以前は昭和48年から土浦石岡地方社会教育センターとして、土浦市や石岡市、阿見町など、2市5町3村で広域の学習施設として文京町に整備され、運用されてきたものでございます。平成21年度に運営を行っておりました一部事務組合が解散することとなり、その後土浦市の施設として生涯学習館の運営を行っているものでございます。指定管理者の候補でございますが、2番の指定管理者に管理を行わせようとする施設及び指定管理者に記載がありますとおり、現在当該3施設については管理を行っております指定管理者を28年度以降も継続していきたいと考えております。

3番の選定理由でございますが、荒川沖東部地区と西部地区の学習等供用施設につきましては、地域において学習や集会等に利用されてきた施設であり、地域住民の身近な施設として利用促進されることが望ましいこと、また、先ほども申し上げましたが、東部につきましては、昭和51年から39年間、西部につきましては平成3年から24年間、地元の地区長や副地区長など地域住民によって運営委員会を組織して当該施設の管理を行っており、施設の細部まで熟知していること、それから生涯学習館につきましては、市民の生涯学習の拠点の一つの施設であり、産業文化事業団は目的の一つであります文化の向上を図るため、講座の開講や同好会活動の支援、年に一度ふれあいまつりと称して同好会の活動発表を行うなど、平成22年度から積極的に生涯学習活動を行っている実績があります。

また、当館は図書館が併設されており、設備機器が共用であることから、一体となった施設管理に熟知していることが求められること、このような選考理由によりまして先ほどの2番の記載にありますとおり、三つの施設につきまして、これまでの指定管理者として当該施設を管理おりましたそれぞれの団体を継続して指定管理者候補として選定したいと考えております。

施設の概要につきましては、次のページの4番に記載のとおりでございます。

指定の期間につきましては、5番の記載のとおり、荒川沖の東部地区と西部地区学習等供用施設につきましては、土浦市荒川沖地区生涯学習等供用施設条例第12条の規定によりまして、平成28年4月1日から平成39年3月31日まで10年間、生涯学習館につきましては、新図書館の建設が平成29年度中に完成・移転する予定でありますので、その後の施設の利活用につきまして検討が必要と思われまことから、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間としたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、選定した指定管理者を12月議会で承認をいただいた後、協定を結び、4月から施設の管理をしていただく予定でございます。済みません、1カ所訂正をお願いいたします。指定の期間ですが、荒川沖東部地区と西部地区学習等供用施設ですが、平成39年3月31日となっておりますが、平成38年3月31日までに訂正をお願いいたします。

委員長

わかりました。よろしいですか。ありがとうございます。議案第21号は荒川沖の東部地区・西部地区の学習等供用施設、それと土浦市生涯学習館の指定管理者の選定についての議案ですけれども、何かご質問ございますか。荒川沖の学習等供用施設、これは図書館機能もあるんですか。

生涯学習課

こちらの方はないです。

委員長

現在の指定管理者を継続するということですよ。特に問題ないですか。

生涯学習課

生涯学習館については、その後の利活用についてまた改めて協議をしていきたいと思っています。

委員長

移転すると、生涯学習館としては機能しないということですか。

生涯学習課

いや、そういうことではなくて、一体の施設ですので、その施設の方の利活用をどうしようかということをもた改めて検討して、その上でまた運営を考えていきたい。

委員長

生涯学習館として現在位置に残るわけですか。

生涯学習課

それも含めまして検討。

委員長

でも図書館がないと生涯学習館というのは成り立たないわけですよ。

生涯学習課

図書館だけが移転し、生涯学習館が残ります。

委員長

図書館が移転するわけだからそれを含めて検討すると。それで2年間ということですよ。では、よろしいですか。

委員長

それでは議案第21号は現在の指定管理者を継続するということに決定したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、4番の報告事項、まず、平成27年10月1日付教育委員会の人事異動について、総務課お願いします。

教育総務課

資料6ページをお願いします。

平成 27 年 10 月 1 日付の人事異動でございます。先ほど教育長の報告からもありましたように、4 月 1 日付で採用になった記載の 2 名の職員につきましては、10 月 1 日付で正式採用となり、改めて学務課及び文化課に配属になっていることとなります。説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。新採の職員 2 名が正式採用ということですね。これはよろしいですか。

橋本委員 ちなみに、何歳なんですか。

委員長 新卒の方ですかね。

橋本委員 去年は三十幾つの方が入った。

学務課 新卒が 1 人と。23 と 26。

委員長 よろしいですね。

それでは、新規採用職員の 2 名を正式採用ということで承認いたします。

続きまして、第 5 回新治地区小中一貫校開校準備協議会の開催結果について、学務課お願いします。

学務課 第 5 回新治地区小中一貫校開校準備協議会の開催結果についてご報告を申し上げます。資料 8 ページの方でございます。

昨年度設立いたしました協議会でございますが、今回で 5 回目となる開校準備協議会の内容でございます。8 ページの 4 番、議事のところに記載がございますが、今年度から各部会を設けまして、その部会の中で具体的な協議を進めているところでございまして、その協議の検討内容について各部会長から記載のとおり報告等がございました。

まず、総務部会でございますが、こちらは小中一貫校の校名案の選定方法などについて検討がされたというものでございます。

それから P T A 部会につきましては、小学校通学バス運行基本方針に基づいてバスの利用対象となる児童について検討をいたしました。また、平成 30 年度開校でございますが、開校時点で見込まれる児童の居住状況を地図で示しまして、具体的な運行ルートの方について検討を始めたところでございます。

学校部会につきましては、一貫校の開校に向けた学校運営に関する課題の整理や要望等について検討を行いました。

以上、三つの部会からの報告を受けまして、本協議会では校名の選定につきまして、地域の新しい学校という意味で地域の拠点でもあるということ、そういったことで地域住民への周知も兼ねまして住民の皆さんにも校名案を、ご意見をいただくべきだということで一致いたしまして、次のページ 9 ページになりますけれども、応募要領の方に来年 11 月に新治地区の住民の方々に公募を行いまして、その結果を参考として協議会の中で具体の校名案を選定するというところで決定させていただきました。校名案の正式な決定までのスケジュールにつきましては、11 ページ、こういったスケジュールで考えてございます。

以上が主な第 5 回の協議会の中での議事の内容になります。

また、その他といたしまして、土浦市小中一貫教育運営協議会の報告などについても指導課の方からございました。結果の内容については以上でございます。よろし

くお願いします。

委員長 ありがとうございます。新治地区小中一貫校開校準備協議会の開催の結果ご報告でしたけれども、ご質問、ご意見等あればお願いいたします。この校名の募集は小学校1年生から参加できるんですか。

学務課 はい。

委員長 中学校3年まで。

学務課 はい。基本的には小学生以上の方全員、新治地区の方全員です。

委員長 新治中学校の3年生まで、あと、保護者。

学務課 あと、保護者もそうですし、保護者ではない地域住民の方にもご参加いただいて。

委員長 保護者じゃないという、卒業生なんかもいいんですか。

学務課 ええ、地域の住民であれば、学校という意味合いから地域の拠点ということもありますし、保護者とか生徒の関係だけではなく、地域の皆さんを巻き込んでご意見をいただくこととなります。

委員長 みんなに。応募用紙はどうやって配るんですか。

学務課 来月の頭に広報紙と一緒に、今回の第5回の開校準備協議会の結果を含めて、応募要領、応募用紙の方を各戸配布。

委員長 各戸、世帯に。コピーしてふやしていいですか。各戸に1枚ずつ配って。

学務課 そうです。あとは児童生徒を通じまして別な形でこの応募についてもお知らせをする。そのほかホームページですとか、そういったものも利用して応募の方をメールでもできるようにしてあります。

委員長 新治地区ではない人も参加できない、それはできないんですね。ホームページから取れるなら参加できそう。

学務課 応募用紙の方は10ページのとおりなんですけど、一応ご住所とお名前の方を記載していただいて応募いただくということになっていますので、基本的には。

委員長 やっぱり。土浦市民以外はだめと。

学務課 地域の住民でいいんじゃないかということです。

委員長 わかりました。

橋本委員長 地区限定公募。

委員長 でもこれは多数決ではないでしょ。

学務課 はい。やり方としては多数決で決めちゃうやり方もあるんですが、あくまでも協議会の中で参考になるようなものを選びまして、そこでまた議論して。

委員長 また検討委員会でやるわけね。

学務課 決めていこうというものでございます。

委員長 スケジュール的には1月に集計するんですね。何かご質問ございますか。大体決まっているような気もするけれども、霞ヶ浦中学校もあるからわからないですね。よろしいですか、このスケジュールで。

わかりました。よろしくお願ひいたします。報告事項は以上ですね。ほかには。

教育総務課 本日追加でお配りしました研修会のご案内なんですけれども、文部科学省の新規事業ということで、市町村教育委員研究協議会というのが東京で1月12と13にございます。下の留意事項にあるんですけれども、今年度初めて実施される協議会とい

うことで、新任の教育委員に適した研修内容というようなご案内になっています。新任に限らず、教育長を除いて教育委員の方であれば出席できるというような内容になっていきますので、参加のご検討をお願いしたいと思います。

次の2枚目を開いていただきますと、4番目に研修内容ということで、教育委員の職務、職責及び職務内容等に関する講義、あとは研究協議、有識者等の講演というような内容となっております。

参加を希望される場合には、10月30日金曜日までにご連絡をいただければ、出席の申し込みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員 長

ありがとうございます。

教育総務課

できれば10月中旬に参加ご希望の方はお願いしたいと思います。

委員 長

参加の検討をしていただければと思います。ほかにはございますか。報告事項等は。

文化 課

文化課でございます。お手元に先週の金曜日から開会いたしました上高津貝塚の特別展の図録と、それからもう一つ、あしたから開催いたします博物館のテーマ展のリーフレットお手元に用意してございます。12月6日まで開催してございますので、ぜひお越しいただければと存じます。以上でございます。

委員 長

そうですか。わかりました。ぜひ見ていただければと思います。

教育総務課

そのほかは、次回の定例会は。

次回の開催日をお願いします。

—————次回定例会日程について協議—————

委員 長

今回は11月18日水曜日4時からということで行いたいと思います。

それでは、きょうの予定はすべて終了ということで、よろしいですか。それでは、以上をもちまして10月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。